

# 冤罪 鈴鹿殺人事件

2022年6月に再審申し立て

## 犯行不能でも犯人が！

## 警察が冤罪を作り上げた恐ろしい事件

### 物証も自白もないのに犯人と決めつけられた！

鈴鹿殺人事件では犯人とする直接的証拠も無く、凶器も見つからず、目撃者も自白もないというなかで、いくつかの間接的事実からの推測だけで裁判所は加藤映次さんに懲役17年の判決を下しました。

被害者は違法行為を繰り返していた人物で被害者に強い怨恨を抱いていた人が多数存在したにもかかわらず、警察はまともな捜査をおこなわず、当初から加藤映次さんだけを犯人と決めつけて、ほかの人による犯行の可能性を検討しませんでした。

加藤さんが犯人であるとする不合理な点が多々あるにもかかわらず、警察と検察はこの深刻な疑問に答えがないまま加藤さんが犯人であると決めつけて起訴に突っ走り、裁判所も有罪判決を確定させてしまいました。

この事件では捜査機関の手持ち証拠も開示されておらず、証拠の捏造や改ざんまで疑われています。

加藤映次さんは犯人ではありません。再審無罪を勝ち取るために、お力をお貸しください。

連絡先 鈴鹿殺人事件・加藤映次さんを守る会

〒496-0862 愛知県津島市城山町1-15 加藤元博気付

TEL・FAX 0567-25-4976 ホームページ <http://enzai.main.jp/>

加藤さんも無罪を訴えてブログを開設しています。

<http://eiji-enzai.blog.jp/> 加藤映次、冤罪と闘っています、刑務所NOW! 2023/10

**鈴鹿殺人事件** とは、2012年11月13日に鈴鹿市山本町で発生した事件で、会社役員の辻元彦(当時38歳)さんが何者かに後頭部を殴打されて殺害されたものです。

事件現場はお茶畑の広がるのどかな山村の、一軒の住宅の離れです。

母屋に住む母親が、息子が起きてこないことを不審に思い、父親と合鍵でドアを開けたところ、遺体を発見しました。

共同経営者の加藤映次さん(当時34歳)が事件直前に訪問していたとして、11月17日に逮捕・起訴されました。

この事件では加藤さんが犯行を犯したとする直接的な証拠は一切ありません。

それにもかかわらず、警察は不十分な捜査のままに、加藤さんを犯人と決め付け、検察も疑問を挟みませんでした。

しかし、調べれば調べるほど多くの疑問が解決のできない状況で、まったくまともな科学的捜査がおこなわれたとはいえないものとなっています。もちろん加藤さんの「自白」はありません。

加藤さんは無実を訴えましたが、2015年7月に津地裁で懲役17年の有罪判決が言い渡され、2016年12月に名古屋高裁で控訴棄却。2018年7月、最高裁でも棄却され現在、千葉刑務所に収監中です。

弁護団は被害者のスマホの通信履歴や法医学者の鑑定書などを新証拠として、2022年6月30日、津地裁に再審請求を申し立てました。



# 解決できない疑問だらけ

## ●LINEスタンプをダウンロードしたのは誰？

被害者のスマホには事件当日の16時37分に2つのLINEスタンプが何者かによってダウンロードされていました。

加藤さんはアリバイがあるのでその時間に被害者宅にいることは不可能ですし、被害者本人ということも死亡推定時刻から考えるとあり得ません。加藤さんでも被害者でもない第三者Xが16時37分に被害者宅に滞在して、被害者が死亡していることを知りながら通報することもなくスマホを操作していたこととなります。

このXこそが真犯人か、つながりのある関係者ではないでしょうか？



## ●ゴミ箱はどこへ行ったの？

加藤映次さんは当時交際していた女性の供述で、スーツを着替え捨てるように指示したことになっています。

加藤さんは、事件当夜、交際相手と豊明市の公園で廃棄などの詳細な打合せをしたとされています。この交際相手の供述が、加藤さんの犯行を裏付けるものとなりました。

その際に、車のゴミ入れの中身を、公園のゴミ箱に捨てたと供述がありましたが、市に確認すると「公園のゴミ箱は何年も前に撤去されていた」事が判明しました。

捨てられないはずのゴミ箱にゴミを捨てた、交際相手の供述は信用できるのでしょうか？



## ●密室のカギが加藤さんの車から発見された？

警察が加藤さんを犯人にした決め手は、加藤さんの車の中から被害者宅のドアの鍵が発見されたからです。しかし、鍵が入っていたハサミケースの位置が14日の朝と夜で動かされています。誰かがハサミケースの中身を一度取り出して、鍵を忍ばせてから元に戻したと考えられます。任意の取り調べを鈴鹿署で受けていた加藤さんには不可能です。



## ●モンキーレンチでは形状が合わない傷口

加藤さんは被害者に頼まれ、事件前日にモンキーレンチを購入しています。

これが犯行凶器とされていますが、吉田名誉教授の鑑定では、凶器とされているモンキーレンチの半分の長さでの事例でも、ことごとく頭部に陥没骨折を伴っていますが、この事件では陥没骨折は全く起きておらず、モンキーレンチと傷口の形状が合いません。

また加藤さんはモンキーレンチを買った領収書を会社の経費として処理しています。

犯人の行動としても不自然ではないでしょうか？



## ほかにたくさんの疑問点

警察は犯行時間を20分程度としています。

犯人は相当の返り血を浴びていたはずですが、犯行現場には流しすらなく、血痕を洗い流すなどの行為はできない状況でした。しかし加藤さんの身体・スーツ・車・持ち物からは血痕は見つかっていません。

またキーホルダーからドアのカギをわざわざ取り外しており、一刻も早くその場を立ち去りたい犯人の行動として不自然です。裁判所は公正な審理をおこない、再審を開始すべきです。